

# 学童用かさの検査マニュアル

昭和54年11月1日制定  
昭和56年12月1日改正  
2013年11月5日改正  
2015年4月10日改正  
2016年4月1日改正  
一般財団法人製品安全協会

この検査マニュアルは、「学童用かさのSG基準」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、このマニュアルに疑義が生じたときは当該関係者、製品安全協会（以下「協会」という。）、委託検査機関（以下「検査機関」という。）等によって検討するものとする。以下、上記の基準及び基準確認方法の各項目に分けて検査マニュアルを定める。

## 「2. 適用範囲」について

「生地が主として繊維製」とは、生地の75%以上の面積が繊維製のものを指す。

## 「3. 安全性品質」について

### 1.(1) 基準

ガラス繊維強化プラスチックを骨などに使用しているものにあつては、「とがり」には、ガラス繊維の先端露出を含む。

### 1.(2) 基準

「使用上支障のある・・・異状」とは、開閉操作が容易にできないことをいう。

### 1.(6) 基準

「内側に確実に曲げてあること」とは、傘を使用状態にしたとき、上ロクロにあつては下方に中ロクロ及び下ロクロにあつては上方に曲げてあることをいう。

### 1.(7) 基準確認方法

- (イ) 「スケール等」とは、ノギス又はそれと同等以上の精度を有する測定具をいう。
- (ロ) 露先の寸法については、任意の2個を測定するものとする。

## 2. 基準確認方法

降雨状態の測定は、降水範囲の中心部に雨量計を置き降水量を確認した後、試験を行うものとする。

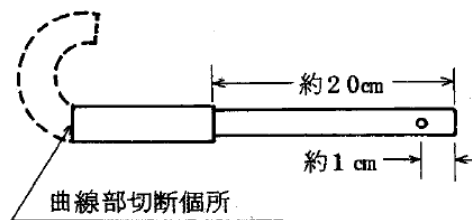
### 3.(1) 基準

「著しい変形」とは、開閉操作が円滑にできない程度の状態をいう。

### 3.(2) 基準確認方法

(イ) 試験片は、下図のように中棒にあつては、手もとの取付口から約20センチメートルの長さに切断し、手もとの曲がっているものにあつては、手もとの形状が直線状になるように曲線部分を切断し、中棒先端から約1センチメートルの所に直径2ミリメートル程度の穴を明けるものとする。

参考図



(ロ) 試験は金棒先端部をピンにより保持し、手もと部にあつては、手もと取付口から4センチメートル以上離れた位置をバイス等で固定し行うものとする。

### 3.(3) 基準確認方法

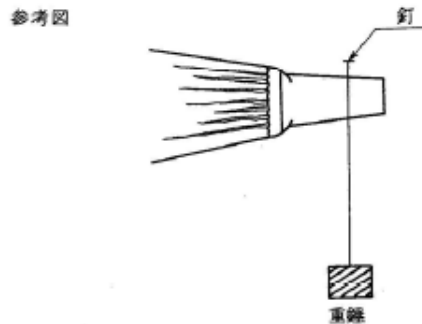
(イ) かさの固定は、固定箇所容易に回転しないよう上下方向から行うこととする。

(ロ) 「スケール等」とは、長さについては、鋼製直尺等を使用し、たわみについては、ハイトゲージ等を使用するものとする。

なお上記測定具と同等以上の精度を有する測定具を使用する場合はこの限りではない。

(ハ) 「20Nの力」は、質量2キログラムの重すいをつり下げることにより加えることとし、重すいをつり下げる位置は、石突の先端から20ミリメートル以内で力を安定して加えられる場所とし、不安定な場合は20ミリメートルの範囲にもっとも近く、かつ、安定する場所に重すいをつけるものとする。なおひも等を安定させるため釘等を使用してもさしつかえないものとする。

(ニ) 石突き先端部に力を加え、中棒の手もと取付部から石突き負荷部までの長さの2分の1までたわませるときは、下ろくろから受骨を切断、上ろくろから親骨及び生地を切断して中棒のみを取り出すこととする。



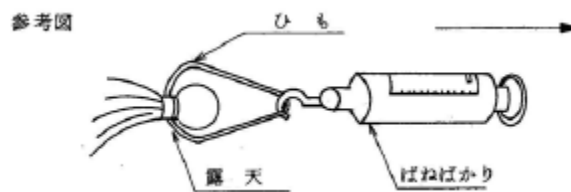
3.(4) 基準確認方法

手もとは、取付口に近接した部分をバイス等により固定するものとする。

3.(5) 基準確認方法

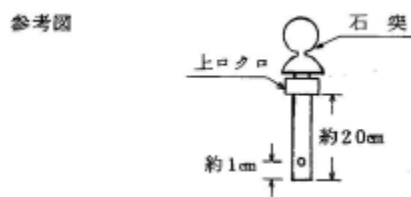
(イ) 露先の引張り試験は任意の2個について行うものとする。

(ロ) 試験は、かさの先端部を保持し露先はひも等で下図のように固定した後ばねばかり等で静かに引張るものとする。

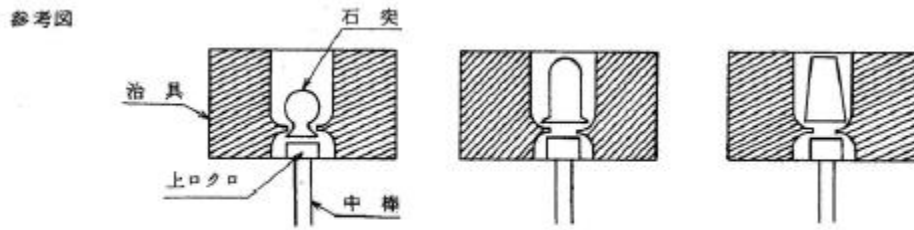


3.(6) 基準確認方法

(イ) 試験片は、布地、親骨、下ロクロ等を除去した状態で下図のように中棒の上ロクロ下面から約20センチメートルの長さに切断し、中棒先端から約1センチメートルの所に直径2ミリメートル程度の穴を明けるものとする。

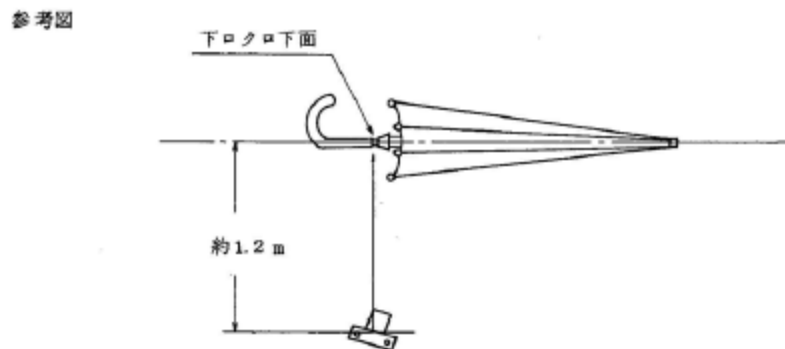


(ロ) 試験は中棒に力がかからない方法で石突を保持して行うものとする。



#### 4. 基準確認方法

毎秒200センチメートル以下であることの確認は、下図のように下ロクロ下面から中棒に対し直角方向に約1.2メートル離れた位置で、かつ、下ロクロの移動時の最もよい方向にカメラ等を固定した後、5回の試験を行い測定値の最大及び最小を除いた後の平均値とする。



#### 5.(1) 基準

「使用上支障のある・・・異状」とは、開閉操作が容易でなく、ジャンプかさにあつては、安全機構が正常に作動しないことをいう。

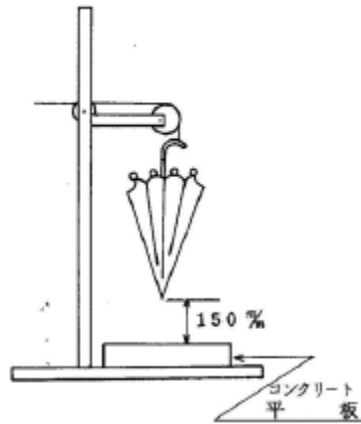
#### 5.(2) 基準

「使用上支障のある・・・異状」とは、開閉操作が容易でなく、ジャンプかさにあつては、安全機構が正常に作動しないことをいう。

#### 5.(2) 基準確認方法

かさの落下は、下図のようにかさを静止させた状態で試験を行うものとする。

参考図



### 6.(1) 基準

「加工部分」とは、親骨、受骨、引線、ロクロ等が組合されている部分及び中棒にあつては、手もとと、安全機構、上ロクロ、石突き、押しばね（ショック止め）が取り付けられている部分並びに穴明け部を言い6.(2)も同様とする。

「表示及び取扱説明書」について

#### 1. 基準

「容易に消えない方法」とは、手又は布でこすったとき、消滅又ははく離しないことをいう。

#### 2(2) (d) 基準

ガラス繊維強化プラスチックを骨などに使用しているものにあつては、「折れたり、ささくれた骨などは、表面からガラス繊維の先端が露出していることがあるので、素手で触らないこと。ガラス繊維が皮膚に刺さって痛みが続く場合は、医師の診察・処置を受けること。」を付記すること。